



パープルリボン&オレンジ リボン☆ツリーの設置

11月12日(火)から25日(月)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。また、11月は児童虐待防止推進月間です。

誰もが笑顔で過ごすことのできる社会の実現に向けて、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルであるパープルリボンと「児童虐待防止運動」のシンボルであるオレンジリボンを飾った「パープルリボン&オレンジリボン☆ツリー」を設置します。

期間 11月1日(金)～11月29日(金)
場所 高梁市図書館3階カウントア前

市民課 ☎21-0254
こども未来課 ☎21-0288



女性の人権ホットライン強化週間

岡山地方事務局と岡山県人権擁護委員連合会では、11月13日(水)から19日(火)を全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間としています。夫・パートナーからの暴力やストーーカーなど、女性をめぐるさまざまな人権問題についてご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

時間
平日 午前8時30分～午後7時
土・日 午前10時～午後5時
相談先 法務局職員および人権擁護委員 ☎0570-070-810

岡山県地方事務局高梁支局
☎22-2318

納めた年金は全て社会 保険料控除の対象です

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。
令和6年1月1日～令和6年9月30日に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保

険料)控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送付されます。

令和6年10月1日～令和6年12月31日に今年初めて国民年金保険料を納付した人は、令和7年2月上旬に送付。社会保険料の控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際にその年の1月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した証明書、または領収証書を添付してください。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も控除の対象になりますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付して申告してください。

また、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をマイナポータルで受け取ることを希望される場合は、送付時期までに電子送付希望の登録をお願いします。

ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004
市民課 ☎21-0252
日本年金機構高梁年金事務所
☎21-0570

(音声案内に沿ってダイヤル②→②の順に番号を押してください)

高齢者虐待を防ぎましょう

高齢者への尊厳を守り、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「虐待」について一人ひとりの正しい理解と気づきが大切です。

「虐待？」と感じたら通報、または相談をお願いします。

高齢者への虐待防止に関する法律では、「虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、速やかに市町村に通報しなければならぬ」と定められています。通報すること、虐待を受けている人を守ることも虐待をしている人たちを救うことにもつながります。「虐待？」と感じたら速やかに高梁市高齢者総合相談センターへ連絡してください。通報した人の個人情報を守られます。

※生命の危険があるなど緊急性が高い場合は、警察(110番)、または救急(119番)へ通報してください。

高梁市高齢者総合相談センター
(地域包括支援センター)
☎21-0300



このような行為は虐待です。

身体的虐待	暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与えるような行為	●叩く、つねる ●ベッドに縛りつける など
心理的虐待	高圧的な言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって苦痛を与えるような行為	●怒鳴る、ののしる ●意図的に無視する など
介護の世話の放棄・放任(ネグレクト)	介護や生活の世話をしている家族が、介護や世話を放棄するような行為	●食事を与えない ●おむつを交換しない ●必要な介護サービスを理由なく受けさせない など
経済的虐待	財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為	●日常的に必要な金銭を使わせない ●年金や預貯金を本人の意思に反して使用する ●本人の自宅等を本人に無断で売却する など
性的虐待	本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要したりするような行為	●懲罰的に下半身を裸にする ●性行為を強要する など